

男鹿市告示第14号

男鹿市ひとり親世帯等生活応援給付金給付事業実施要綱を次のように定める。

令和7年2月17日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市ひとり親世帯等生活応援給付金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、食費やエネルギー等の物価高騰に直面するひとり親世帯等への生活支援のための応援給付措置として実施する男鹿市ひとり親世帯等生活応援給付金給付事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象児童)

第2条 男鹿市ひとり親世帯等生活応援給付金（以下「給付金」という。）の支給対象児童（以下「支給対象児童」という。）は、平成18年4月2日から令和7年3月31日までに生まれた者とする。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、令和7年1月31日において、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、令和7年2月1日以降に転出した者を除くものとする。

- (1) 令和7年2月分の児童扶養手当の支給対象となっている者（以下「児童扶養手当支給者」という。）
- (2) 公的年金給付等を受給していることにより、児童扶養手当受給者でない者のうち、児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回るもの（以下「公的年金給付等受給者」という。）
- (3) 令和6年度において、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同程度であると認められるひとり親家庭（以下「家計急変者」という。）

(4) 令和6年度住民税均等割のみ課税世帯

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、支給対象児童一人につき2万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、令和6年度低所得世帯支援物価高騰対策特別給付金（こども加算）の対象者については、支給対象児童一人につき1万円とする。

(支給の申込み等)

第5条 市長は、児童扶養手当受給者に対し、給付金の支給の通知を行う。

2 児童扶養手当受給者は、給付金を希望しない場合は、給付金のひとり親世帯等生活応援給付金受給拒否の届出書（様式第1号）により届け出ることができる。

3 市長は、第1項の支給の通知に定めた日までに前項の届出がないときは、支給を決定し、児童扶養手当受給者に対し、給付金を支給する。

(児童扶養手当受給者に対する給付金の支給の方式)

第6条 児童扶養手当受給者に対する給付金は、令和7年3月分の児童扶養手当振込時における指定口座へ振り込むものとする。

(公的年金給付等受給者等に係る給付金の申請)

第7条 公的年金給付等受給者、家計急変者又は令和6年度住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日から令和7年5月30日までに男鹿市ひとり親世帯等生活応援給付金申請書（請求書）（様式第2号）又は男鹿市ひとり親世帯等生活応援給付金申請書（請求書）（様式第3号）（以下「申請書」という。）に別表に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により申請者の本人確認を行う。

(公的年金給付等受給者等に対する支給の決定)

第8条 市長は、申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給の可否を決定し、申請者から指定された金融機関の口座に振り込むことにより給付金を支給する。

(給付金の支給等に関する周知)

第9条 市長は、事業の実施に当たり、支給対象者、監護等児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第10条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第7条第1項の申請期限までに申請が行われなかった場合、支給対象者（児童扶養手当受給者を除く。）が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長は、第5条第3項の規定による支給決定を行った後、市が把握する令和7年3月分の児童扶養手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては、当該届出をした指定口座とする。）に給付金の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約・変更等の事由により令和7年5月30日までに完了できない場合は、本件契約は解除される。

3 市長は、第8条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われなない等の支給対象者（児童扶養手当受給者を除く。）の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不正利得の返還）

第11条 市長は、給付金の支給後に支給対象者の要件に該当しなくなった者、又は偽りその他不正の手段により支給を受けた者に対し、支給した給付金の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第12条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（補則）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年2月17日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和7年6月30日限り、その効力を失う。ただし、第11条の規定は、なお効力を有する。

別表（第 7 条関係）

支給対象者の区分	添付書類
公的年金給付等受給者	(1) 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し (2) 通帳やキャッシュカードの写し (3) 戸籍謄本又は抄本 (4) 簡易な収入見込額の申立書（様式第 4 号）
家計急変者	
令和 6 年度住民税均等割のみ課税世帯	
	(1) 通帳やキャッシュカードの写し (2) 支給対象児童が属する世帯の住民票（申請者が児童と別居して養育している場合に限る。） (3) 所得課税証明書等の所得を証明する書類（令和 6 年 1 月 1 日時点で男鹿市に住民登録がなかった者に限る。）